

令和4年度平戸市農業委員会第3回総会議事録

■開催日時：令和4年6月27日（月）9時30分～10時35分

■開催場所：平戸市役所3階大会議室

■農業委員：19人中18人出席 欠席委員：5番

※委員名簿は議事録末に添付

■推進委員：17人中10人出席

欠席委員：2番、4番、6番、9番、10番、11番、18番

■総会公開非公開の別：公開 ■傍聴人数：0人

■事務局 下川事務局長 大浦事務局次長 浅田参事兼班長 寺田係長

植野主任主事 大石主任主事

■書記の職氏名 職氏名：大浦事務局次長

■議事録の公開 公開

■総会日程

日程1 開会宣言

日程2 会長あいさつ

日程3 議事録署名委員及び書記の指名

日程4 会務報告

日程5 議事

報告 第4号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について

報告 第5号 使用貸借解約通知書について

議案 第12号 農業振興地域整備計画の変更について

議案 第13号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案 第14号 非農地通知申出について

議案 第15号 空き家に付属した農地指定について

議案 第16号 第3回農用地利用集積計画（案）について

日程6 閉会

発言者名	会議の概要
事務局	<p>■日程1 開会宣言 ただいまから、「令和4年度平戸市農業委員会第3回総会」を開会いたします。 開会にあたりまして、川村会長がごあいさつ申し上げます。</p>
会長	<p>■日程2 会長あいさつ 皆さん、お早うございます。 第3回の農業委員会総会にご出席いただきましてありがとうございます。 第2回総会会務報告の中で、会長が全国農業委員会会長大会に参加ということで報告していただきましたように、5月31日に、長崎県内の各市町の農業委員会会長と事務局3名を含めた21名で参加してまいりました。 皆様に、会議次第のコピーを配布しておりますので、内容について詳しく確認したい方がおられましたら、事務局まで連絡をお願いします。 また、会議終了後に、3班に分かれ、衆議院会館と参議院会館へ訪問してまいりました。国会会期中でしたので、長崎県選出国會議員は不在でしたので、秘書の方と名刺交換をして、ご挨拶をしてきました。 その後、時間を改めて、農林水産大臣にお会いして、陳情を行ってまいりました。 内容につきましては、6月10日号の農業新聞に写真付きで掲載されていますので、確認していただければ幸いです。 梅雨に入りましたけれども、雨が中々降らない状況でありまして、小値賀町の会長さんとも県の会議でお会いしまして、「今年は米も採りきらんばい」と話をしてまいりましたけど、皆様の中にもそのような方がいらっしゃるかもしれません。 なかなか雨は降らず、蒸し暑いという中、テレビでも熱中症にかからないよう十分な対策をしてくださいと報道があつていますが、皆様におかれましては注意をしながら農作業に従事していただきたいと思ひます。 本日は、報告2件、議案5件を提出しております。 また、総会終了後、「農業者年金加入推進会議」「農業後継者結婚対策推進会議」を開催しますのでよろしくをお願いします。</p>
事務局	<p>ありがとうございました。 本日は、5番委員から欠席の届出があつております。 よつて、平戸市農業委員会総会会議規則第10条の規定により、出席委員数が過半数を超えておりますので、総会が成立していることを報告いたします。 また、推進委員では、2番委員、4番委員、6番委員、9番委員、10番委員、11番委員、18番委員から欠席する旨の報告があつております。 それでは、同規則第6条の規定に基づき、議長は会長が務めること</p>

事務局	になっておりますので、以降の進行につきましては、川村会長にお願いいたします。
会長	<p>■日程3 議事録署名委員及び書記の指名 それでは、日程3、議事録署名委員および書記を指名いたします。 平戸市農業委員会総会会議規則第24条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長指名でご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議事録署名委員に13番委員、16番委員、書記に大浦事務局次長を指名いたします。 以上で日程3を終わります。</p> <p>■日程4 会務報告 次に、日程4、会務報告について、事務局から報告をお願いいたします。</p>
事務局	<p>おはようございます。議案書の1ページをお願いいたします。 それでは6月の会務報告をいたします。(6月会務報告を報告) 次に7月の会務予定を申し上げます。(7月会務予定を報告) 以上で会務報告を終わります。</p>
会長	<p>それでは、会務報告が終わりましたので、7月の総会日程を、あらかじめ決めたいと思います。 7月の総会を7月27日(水曜日)午前9時30分からとし、場所は平戸市役所3階大会議室において、開催したいと思いますが、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議がありませんので、7月の総会を7月27日(水曜日)午前9時30分からとし、場所は、平戸市役所3階大会議室において、開催いたします。</p> <p>■日程5 議事 次に日程5、議事に入ります。</p> <p>《報告第4号 農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について》</p> <p>報告第4号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の2ページ・3ページをご覧ください。 報告第4号、農地法第5条第1項第8号の規定による転用届について、1件の申し出がっております。</p>

事務局	<p>3ページをご覧ください。 整理番号1番、貸人、借人は、記載のとおりです。 申請農地は、田平町以善免字大牟田826番3の一部で、地目が畑、地積が4㎡、用途は、無線基地局となっており、携帯電話基地局の建設のためとなっています。契約は賃貸借となっています。 (整理番号1番について、スライドにより圃場の位置等について説明。)</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手して発言して下さい。</p>
委員一同	<p>(質疑なし。)</p>
会長	<p>それでは、意見が無いようですので、報告第4号を終わります。</p> <p>《報告第5号 使用貸借解約通知書について》</p> <p>次に、報告第5号について、事務局からの報告を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の4ページ・5ページをご覧ください。 報告第5号、使用貸借解約通知書について、1件の申し出がっております。</p> <p>5ページをご覧ください。 整理番号1番、貸人、借人は、記載のとおりです。 賃貸農地は、田平町福崎免字谷野720番、現況地目が畑で、地積が1,218㎡、契約内容は備考欄のとおりとなっています。 解約理由は借人の変更によるものです。 以上で報告を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局からの報告が終わりましたので、これより意見がある方は、挙手して発言して下さい。</p>
委員一同	<p>(質疑なし。)</p>
会長	<p>それでは、意見が無いようですので、報告第5号を終わります。</p> <p>《議案第12号 農業振興地域整備計画の変更について》</p> <p>次に、議案第12号の議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書の6ページ、7ページをご覧ください。 7ページについて、ご説明いたします。 議案第12号、農業振興地域整備計画の変更については、3件の申請がっております。</p>

事務局	<p>整理番号 1 番、申請者は記載のとおりです。 申請農地は、木引町字下木引 158 番 1、地目は原野、地積は 2,201 m²です。 議案書の 8 ページをご覧ください。 変更理由は、令和 3 年 5 月 17 日の国土調査による成果で地目が原野に変更され、非農地であると判断されることから、農用地区域から除外するものです。 議案書の 7 ページをご覧ください。 整理番号 2 番、申請者は記載のとおりです。 申請農地は、宝亀町字飯盛 1746 番外 4 筆で、地目は田、地積は計 3,246 m²です。 議案書の 9 ページをご覧ください。 変更理由は、優良農地として利用していることから、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むため、農用地区域に編入するものです。 議案書の 7 ページをご覧ください。 整理番号 3 番、申請者は記載のとおりです。 申請農地は、大野町字俵石 362 番口外 1 筆で、地目は田、地積は計 185 m²です。 議案書の 10 ページをご覧ください。 変更理由は、優良農地として利用していることから、中山間地域等直接支払交付金制度に取り組むため、農用地区域に編入するものです。 (整理番号 1 番から 3 番について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>
会長	<p>ただいま、事務局の提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手して発言して下さい。</p>
3 番委員	<p>整理番号 1 番については、中山間地域等直接支払制度等の加入はなかったのでしょうか。</p>
委員一同	<p>整理番号 1 番については、中山間地域等直接支払制度等の取組はありません。</p>
3 番委員	<p>分かりました。スライドを見たとき、中山間地域等直接支払制度等に加入しているのであれば、中央を分断された形になるので、もし、加入していたのならどうかなと感じたものですからお聞きしました。</p>
会長	<p>3 番委員。よろしいでしょうか。</p>
3 番委員	<p>はい。</p>
会長	<p>それでは、他に質疑はありませんか。</p>

委員一同	(質疑なし。)
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し、採決に入ります。 議案第 12 号について、「特に異議なし」として意見を決定することにご異議ありませんか。</p>
委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、議案第 12 号について、「特に異議なし」として意見を決定いたします。</p> <p>《議案第 13 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について》</p>
事務局	<p>次に、議案第 13 号の議題に入ります。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に関係しますので、まずは、議事参与の制限以外の分から提案・説明を求めます。 議案中、整理番号 3 番を除いた分について、事務局からの提案・説明を求めます。</p> <p>議案書の 11 ページ、12 ページ、13 ページをご覧ください。 12 ページについて、ご説明いたします。 議案第 13 号農地法第 3 条の規定による許可申請について、4 件の申請がっております。 整理番号 1 番、2 番、4 番について、ご説明いたします。 整理番号 1 番、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 申請農地は、記載のとおり、紐差町、深川町、朶の原町、無代寺町の計 38 筆で、地積は合計 47,868 m²です。 後継者に農業経営を移譲するため、所有権移転の贈与を行うものです。 議案書の 13 ページをご覧ください。 整理番号 2 番、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 申請農地は、大島村西宇戸免字大戸 2428 番 1、地目は畑、地積は 2,714 m²です。 農業経営規模拡大のため、所有権移転の売買を行うものです。 整理番号 4 番、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 申請農地は、記載のとおり、獅子町と大石脇町の計 5 筆で、地積は計 4,005 m²です。 後継者に農業経営を移譲するため、所有権移転の贈与を行うものです。 獅子村については、下限面積が 40 a となっており、4,005 m²でクリアしております。 (整理番号 1 番、2 番、4 番について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。</p>

会長	ただいま、事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手して発言して下さい。
委員一同	(質疑なし。)
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 13 号中、整理番号 3 番を除いた分について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 13 号中、整理番号 3 番を除いた分について、原案のとおり決定いたします。 次に、同議案中、整理番号 3 番を議題とします。 この案件につきましては、総会会議規則第 19 条「議事参与の制限」の規定に基づき、15 番委員の退席を求めます。
15 番委員	(15 番委員退席。)
会長	それでは、同議案中、整備番号 3 番について、事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 13 ページをご覧ください。 整理番号 3 番、譲渡人、譲受人は記載のとおりです。 申請農地は、生月町南免字岩川 3496 番 1、字辻ノ上 3616 番、地目は田、地積は計 2,523 ㎡です。 農業経営規模拡大のため、所有権移転の売買を行うものです。 (整理番号 3 番について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。
会長	ただいま、事務局の提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手して発言して下さい。
委員一同	(質疑なし。)
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 13 号中、整理番号 3 番について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 13 号中、整理番号 3 番について、原案のとおり決定いたします。 それでは、15 番委員の入場を認めます。

15番委員	(15 委員入場)
会長	《議案第 14 号 非農地通知申出について》 次に、議案第 14 号の議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 14 ページ、15 ページをご覧ください。 15 ページについて、ご説明いたします。 議案第 14 号非農地通知申出について、6 件の申請がっております。 整理番号 1 番、申出人は記載のとおりです。 申出を受けた土地は、田平町山内免字京木 452 番と 454 番 1 の 2 筆で、地目は畑、地積は計 509 ㎡です。現況は、原野となっております。 整理番号 2 番、申出人は記載のとおりです。 申出を受けた土地は、野子町字向月 4225 番 1 で、地目は畑、地積は 35 ㎡です。現況は、山林となっております。 整理番号 3 番、申出人は記載のとおりです。 申出を受けた土地は、田平町下寺免字生向 860 番 1 で、地目は畑、地積は 789 ㎡です。現況は、原野となっております。 整理番号 4 番、申出人は記載のとおりです。 申出を受けた土地は、生月町御崎字水島 1046 番、1047 番 1、1048 番の計 3 筆で、地目は田と畑、地積は計 426 ㎡です。現況は、雑種地となっております。 整理番号 5 番、申出人は記載のとおりです。 申出を受けた土地は、田平町以善免字天久保 498 番 4 で、地目は畑、地積は 368 ㎡です。現況は、山林となっております。 整理番号 6 番、申出人は記載のとおりです。 申出を受けた土地は、岩の上町字大垣 401 番 1、403 番の 2 筆で、地目は畑、地積は計 1,743 ㎡です。現況は、山林となっております。 (整理番号 1 番から 6 番について、スライドにより圃場の位置等について説明。) 以上で説明を終わります。
会長	事務局からの提案・説明が終わりましたので、ここで、現地に立ち会われました関係委員の補足説明を、整理番号順にお願いいたします。
13番委員	(議案第 14 号整理番号 1 番の補足説明)
9番委員	(議案第 14 号整理番号 2 番の補足説明)
1番委員	(議案第 14 号整理番号 3 番、5 番の補足説明)
11番委員	(議案第 14 号整理番号 4 番の補足説明)
18番委員	(議案第 14 号整理番号 6 番の補足説明)
会長	ただいま、関係委員の補足説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手して発言して下さい。

委員一同	(質疑なし。)
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 14 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 14 号について、原案のとおり決定いたします。
	《議案第 15 号 空き家に付属した農地指定について》
	次に、議案第 15 号の議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。
事務局	議案書の 16 ページ、17 ページをご覧ください。 17 ページについて、ご説明いたします。 議案第 15 号 空き家に付属した農地指定について、1 件の申請が あっております。 これにつきましては、空き家バンクに登録した家屋に付属した農地 について、農地指定をすることで、農業者でない方でも空き家バンク に登録した家屋に付属する農地について併せて購入することができる ように指定するものです。 整理番号 1 番、指定を行う農地は、田平町以善免字天久保 499 番 5 で、地目は畑、地積は 916 m ² です。土地所有者は記載のとおりです。 現地調査につきましては、令和 4 年 6 月 15 日に田平地区の農業委 員、推進委員立会いのもと、事務局にて行っております。 現況は、不作付地と判断しております。 (整理番号 1 番について、スライドにより圃場の位置等について説 明。) 以上で説明を終わります。
会長	事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行 います。発言のある方は、挙手して発言して下さい。
委員一同	(質疑なし。)
会長	質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。 議案第 15 号について、平戸市空き家に付属した農地の別段面積取 扱基準第 7 条の規定に基づく農地を指定することにご異議ありませ んか。
委員一同	「異議なし。」
会長	異議なしと認め、議案第 15 号について、農地を指定することに決

<p>会長</p>	<p>定いたします。</p> <p>《議案第 16 号 第 3 回 農用地利用集積計画（案）について》</p> <p>次に、議案第 16 号の議題に入ります。 事務局からの提案・説明を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第 16 号第 3 回農用地利用集積計画（案）について、ご説明いたします。議案書は 18 ページ、19 ページになります。 まず、19 ページ上段をご覧ください。 項目 1 号、利用権設定各筆明細は、農業経営基盤強化促進法による賃借権の設定になります。 整理番号 1 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者につきましては、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、飯良町字古川 559 番 1、現況地目は田、面積 707 ㎡外 4 筆、計 3,097 ㎡、設定する利用権につきましては、記載のとおりです。 合計、新規 1 件、筆数 5 筆、面積 3,097 ㎡となります。 続きまして、19 ページ下段をご覧ください。 項目 2 号、利用権設定各筆明細は、農地バンクを通じた使用貸借権の設定になります。 整理番号 2 番、利用権の設定を受ける者及び利用権を設定する者につきましては、記載のとおりです。 利用権を設定する土地は、獅子町字中野木場 1635 番 1、現況地目は畑、面積 4,694 ㎡、設定する利用権につきましては、記載のとおりです。 合計、新規 1 件、筆数 1 筆、面積 4,694 ㎡となります。 集積計画の説明は以上です。 ご審議のほどよろしく願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からの提案・説明が終わりましたので、これより質疑を行います。発言のある方は、挙手して発言して下さい。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>報告の第 5 号で使用貸借解約がありました。この農地についてもこの集積計画に載ってくると思っていたんですが、この農地について、今後の計画は来てないのか。</p>
<p>事務局</p>	<p>現在のところ、報告第 5 号で使用貸借解約があった農地についての今後の活用等に係る計画申出は届いておりません。</p>
<p>3 番委員</p>	<p>福崎地区は、地域集落として一括して農地中間管理機構を利用した機構集積協力金制度を活用していたと思います。ですから解約するとなると機構集積協力金の返還など発生するのでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>農地中間管理機構を利用した機構集積協力金については、使用貸借解約をした場合でも、返還の対象とならないと聞いております。</p>

3番委員	<p>契約日から何年たったから返還しないでよいという定めがあるのでしょうか。</p>
事務局	<p>田平町福崎地区については、農地中間管理機構を利用した機構集積協力金の対象となっております。</p> <p>先ほど申しました通り、使用貸借解約をした場合でも、返還の対象とならないこととなっておりますが、機構集積協力金をいただいていることから、地域の責任で使用貸借解約後の農地の借り手を見つけることが必要かと思えます。</p> <p>しかしながら、農地中間管理機構による農地の自己保全管理も困難な状況となっておりますので、農地中間管理機構の管理下から手放す形になると思えます。</p> <p>質問の答えとしては適当ではないと思えますが、現時点ではこのような回答となります。</p>
3番委員	<p>農地中間管理機構を活用した機構集積協力金の取組を推進する時に、農地の借り手を地域で見つけることができないとのことで、機構集積協力金の取組を断念した集落もありますので、使用貸借解約となっても返還が生じないとなると制度説明時と違うこととなりますので、集落に対して引き続き管理をしてもらうよう指導をしていただきたいと思えます。</p>
事務局	<p>この件につきましては、農地中間管理機構を活用した機構集積協力金をいただいている集落に対し、相談・指導していきたいと思えます。</p>
会長	<p>他に質疑はありませんか。</p>
委員一同	<p>「質疑なし。」</p>
会長	<p>質疑がありませんので、質疑を終結し採決に入ります。</p> <p>議案第 16 号について、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
委員一同	<p>「異議なし。」</p>
会長	<p>異議なしと認め、議案第 16 号について、原案のとおり決定いたします。</p> <p>■日程 6 閉 会</p> <p>以上で、本日の議案の審議、並びに報告事項はすべて終了いたしました。</p> <p>お諮りいたします。本総会における各議決案件について、その字句その他整理を要するものにつきましては、議長に委任願いたいと思えます。これにご異議ありませんか。</p>

委員一同	「異議なし。」
会長	<p>異議なしと認め、本総会における各議決案件の整理について、議長の一括委任とすることに決しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度平戸市農業委員会第3回総会を閉会いたします。</p> <p>閉会時刻：10時35分</p> <p>議長 印</p> <p>議事録署名人</p> <p>13番委員 印</p> <p>16番委員 印</p>

■ 農業委員名簿

地区	議席番号	氏名
北部	16	岡村勝彦
	6	前原正行
	10	寺田俊雄
	7	神田孝夫
	18	榊屋可恵
中部	14	本山勝茂
	2	前川一夫
	8	濱崎保久
南部	12	青崎日出男
	9	山下忠平
	17	末永定之
生月	11	谷本雅嗣
	19	川村政幸
	15	蜜山隆満
田平	3	松本一郎
	1	川尻修治
	13	大山荒助
大島	4	藤沢和正
	5	松山浩幸